

【27.3.28 理事会承認】

選手強化委員会

NT選手の資格期限について明らかにするため、3月16日付け選手強化委員会において討議し、28日臨時理事会で審議を経て決定したので、以下のように変更します。

変更前

<ライフル>

Aカテゴリーの任期は指定された年度及びその翌年度の2年間、Bカテゴリーは指定された年度の1年間とする。

<ピストル>

Aカテゴリーの任期は指定された年度及びその翌年度の2年間、Bカテゴリーは指定された年度の1年間とする。

変更後

<ライフル>

Aカテゴリーの任期は指定された年度及びその翌年度の2年間、Bカテゴリーは**指定された派遣点数を撃った月を基準として年度末(3月末)までの1年間とする。ただし、1月から3月に派遣基準を撃った選手はAカテゴリーについては翌々年度、Bカテゴリーについては翌年度もNTとして登録される。**

<ピストル>

Aカテゴリーの任期は指定された年度及びその翌年度の2年間、Bカテゴリーは**指定された派遣点数を撃った月を基準として年度末(3月末)までの1年間とする。ただし、1月から3月に派遣基準を撃った選手はAカテゴリーについては翌々年度、Bカテゴリーについては翌年度もNTとして登録される。**

なお、ライフル・ピストル共にこの基準は平成27年4月より適用される。

以上